

# 広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 町の職員の採用試験を行います

職 種	保健師	労務職
採用予定人員	1名	1名
勤 務 先	町長部局（保健関係課等）	町長部局、教育委員会事務局など
受 験 資 格	昭和55年4月2日以降に生まれた方 保健師の資格を有するもの、又は平成27年3月31日までに取得見込みのもの	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、高等学校を卒業し、次の①～③の全てに該当する方 ①大型自動車免許 ②大型特殊自動車免許 ③車両系建設機械技能講習修了
受 付 期 間	平成27年2月9日（月）から平成27年2月26日（木）の8：30から17：30まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）※郵送の場合も平成27年2月26日（木）17：30必着	
試験日及び会場	平成27年3月10日（火）軽米町役場	
試 験 内 容	作文試験、個人面接試験	
問い合わせ先	総務課・総務グループ（☎46-2111）	

### 軽米町読書のつどい



- 期日：2月28日（土）9：30開会
- 会場：軽米中央公民館1階ホール  
※駐車スペースの都合上お車でお越しの際には役場駐車場をご利用ください。
- 内容：子ども司書認定証授与、読書感想文・感想画・書評入賞者表彰及び最優秀賞朗読発表、NPO法人はちのへ未来ネット代表理事・子育て集いの広場「こどもはっち」代表 平間恵美さんによる段ボールシアター、ブラックシアター他  
どなたでもお気軽にご参加ください。

### おはなしの会「図書館ひろば」 ～みんなあつまれ！～

今月の図書館ひろばは“ひなまつり会”です。絵本や紙芝居の読み聞かせのほか、手づくりの桜もちとお抹茶でお祝いをします。お気軽にご参加ください。

- 日時：2月21日（土）10：00～11：00
- 会場：図書館となりの蔵
- 対象：幼児、小学校低学年

【問い合わせ先】町立図書館（☎46-4333）

### 教育相談の実施について

もし、お子さんのことで、気になることがありましたらぜひご相談ください。教育相談員、又は、指導主事等が面接や電話でご相談をお受けしています。

ひとりで悩まないで、どうぞお気軽にご相談ください。

#### ◎相談日程【平成27年2月・3月予定】

期 間	曜 日	時 間	場 所
2月24日	火曜日	9：00～	軽米中央公民館 (1階事務室)
3月24日		15：00	

- ・ご相談にこられる場合は、事前に申し込みいただければ幸いです。当日ご来場いただいてもご相談に応じます。
- ・中央公民館の行事等により相談期日、相談会場を変更する場合があります。

#### 《教育相談受付番号》

☎46-4743（町教育委員会事務局）

#### 【相談員】

圃田 清和（教職経験者） 自宅（☎32-2910）  
平成25年度より教育相談を担当しています。  
どうぞお気軽にご相談下さい。

### 特殊詐欺に注意！

二戸警察署 ☎29-0110      軽米駐在所 ☎46-2004  
小軽米駐在所 ☎45-2110      晴山駐在所 ☎47-2110

平成26年、二戸警察署管内では特殊詐欺被害が5件発生し、465万円の被害額となっています。  
手口としては、インターネットの普及により、若年層を狙った架空請求詐欺が増加しています。「最終通告」や「催告書」など被害者の不安感をあおり、「示談金」や「解決金」という言葉で安心させ、複数回にわたり騙し取るケースが増えています。  
このような詐欺は、レターパックや宅配便などを利用して送金させるケースが多数を占めるようになってきました。  
不審な電話や覚えのない請求などがあった時は、家族の方に相談したり、お近くの警察署に相談し、特殊詐欺の被害者とならないよう注意しましょう。

## 軽米児童クラブ入所者を募集します

勤労世帯などにおける小学校児童の健全育成を図るため、学校の授業終了後、安全な生活や遊びの指導、遊びの提供の場として「軽米児童クラブ」を設置しています。

平成27年度の入所者を次のとおり募集しますので、希望される方はお申し込みください。

平成27年度からは、対象年齢を小学6年生まで拡大し、開設時間も延長します。

- 場 所：町農村勤労福祉センター（町民体育館となり）
- 時 間：○平日…放課後から18：30まで  
○学校休業日…7：30から18：30まで
- 保 育 料：1人月額5,000円（他に保護者会でおやつ代等として月額2,000円程度）
- 休 所 日：日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
- 対象児童：町内の小学1年生から6年生で、日中に保護者の方が不在になる児童
- 申込方法：健康福祉課または軽米児童クラブに印鑑をご持参のうえ、申し込みください。
- 申込締切：3月10日（火）まで

### 小軽米・晴山小学校⇒軽米児童クラブ 児童の送迎サービスを実施しています

小軽米、晴山小学校の児童で、軽米児童クラブの利用を希望する場合、平日の放課後について各小学校から軽米児童クラブまで送迎を行います。

平日のお帰りと学校休業日の朝夕の送迎は、保護者の皆様でお願いします。

【問い合わせ・申し込み先】  
健康福祉課・福祉グループ  
（健康ふれあいセンター内 ☎46-4111）  
軽米児童クラブ（☎46-3334）

## 健康教室「糖尿病を知ろう」開催！

糖尿病予防の食生活や運動についてわかりやすくお話しします。

- 日時：3月2日（月）13：30～15：00
- 場所：軽米町健康ふれあいセンター
- 講師：管理栄養士 松本紀子氏

【問い合わせ先】健康福祉課  
健康づくりグループ（☎46-4111）

## 4月1日からパートタイム 労働法が変わります！

パートタイム労働者の働きや貢献に見合った待遇の確保と納得して働くことができるようにするための改正です。

### 【主な改正点は次のとおりです！】

- 有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも職務内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合、正社員との差別的取扱いが禁止されます。
- パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して不合理と認められるものはいけません。
- パートタイム労働者を雇い入れる時は、事業主の雇用管理の改善措置の内容の説明が義務づけられます。
- 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度が設けられます。

### 【パートタイム労働者とは】

一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い労働者。

※詳しくは、岩手労働局ホームページまたはお問い合わせ先へご確認ください。

【問い合わせ先】岩手労働局労働均等室  
（☎019-604-3010）

## 建築物防災週間について

3月1日（日）から3月7日（土）まで、建築物防災週間を実施します。

この週間は、地震、火災、がけ崩れ等各種災害による人命及び建築物の被害を防止し、安心して生活ができる空間を確保するため、県民に対し建築物に関する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令の周知徹底を図ることにより、建築物の防災対策を促進することを目的としています。

県では、万が一災害が発生した場合、著しい被害の発生するおそれのある、特に防災上の配慮が強く求められるような建築物を中心に、地元市町村や消防などと共同で防災査察を実施して、安全管理の状況をチェックし、必要に応じた指導を行います。

なお、この週間中、下記の場所において防災相談所を設置し、建築に関する地震対策の他、火災やがけ等の建築物の防災に関する住民の皆さまのご相談にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

【防災相談所の設置場所】  
県北広域振興局土木部二戸土木センター  
（☎23-9209）

## 税務署からのお知らせ

税務署では、適正かつ公平な課税を実現するため、不動産使用料の支払調書をはじめとする各種情報を収集・分析するとともに、納税者の方に自発的な適正申告を行っていただくための取組を充実させていくこととしております。

昨年、仙台国税局管内の税務署において、書面でのお尋ねなどにより申告内容の自主的な見直しを呼び掛ける取組を行った結果、不動産所得の申告漏れや計算誤りのあった方から修正申告書等が提出されております。

納税者の皆様におかれましては、適正申告を行っていただくため、申告内容の自己点検（見直し）を実施していただき、誤りがあった場合には自主的な修正申告書等の提出をお願いします。

※調査によらない自主的な修正申告書の提出については、過少申告加算税は課されません。（無申告または当初申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります。）

【問い合わせ先】二戸税務署（☎23-2701）